

# 令和4年度神奈川県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「神奈川県内部統制基本方針」を策定し、財務等に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性がある。

## 2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務等に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

## 3 評価結果

上記のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、本県の内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

なお、内部統制対象事務以外の事務である「利用者への虐待」について、4のとおり、運用上の重大な不備が認められた。ガイドラインでは、内部統制対象事務以外の事務に重大な不備がある場合には、内部統制の有効性の判断には影響しないとされており、本県もこの考え方に沿った扱いとする。

## 4 不備の是正に関する事項

内部統制対象事務については、重大な不備は認められなかったものの、19項目、156件の運用上の不備が認められた。それぞれの事案について、複数職員による進行管理やチェック、制度の周知徹底を図るなど、適切に対応していることを確認しているが、今後もリスクマネジメントの強化を図るため、こうした対応を重ねつつ、不備等の情報のより速やかな共有を図るなど、再発防止に取り組んでいく。

なお、内部統制対象事務以外の事務である「利用者への虐待」については、障害者支援施設である中井やまゆり園において、職員の利用者に対する長時間の居室施設等の虐待があり、園は、身体的拘束の廃止に向け取り組んできた。しかし、複数の不適切な支援が行われているとの情報を把握したことから、本県では、外部調査委員会を設置し、事案の究明とともに、体制整備や人権意識の改善など、徹底した再発防止策を進めているところである。こうしたことから、「利用者への虐待」については、引き続き内部統制対象事務以外の事務としつつ、虐待のリスクが発生し得る所属が「個別リスク」としてリスク対応策の整備及び運用を行っていく。

## 5 「令和3年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書」における指摘事項への対応に関する事項

### (1) 概要

内部統制推進者（所属長）が行う自己評価にかかる「リスク評価シート」に「不備あり」とされているにもかかわらず、「運用上のリスク評価シート」により内部統制推進責任者（総務局総務室長）に報告されていないものが、6所属9件見受けられたことから、評価手続の一部が不適切であったと指摘された。

また、予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたもの及び「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われていなかったものが重大な不備と指摘された。

### (2) 対応

#### ア 「運用上のリスク評価シート」の報告漏れ

令和4年度は、内部統制推進責任者において、各所属の「リスク評価シート」と「運用上のリスク評価シート」の照合を行うなど、報告漏れが生じないようにチェック体制の強化を図った。

#### イ 予算の執行に当たり科目を誤るなどしていたもの

会計事務の適正かつ正確な執行の徹底については、これまで、年度始めに会計局から各局に対して通知するなど、対策を実施してきた。

こうした取組に加え、特に予算の執行科目誤り防止のため、前年度に引き続き、令和4年10月に適正かつ正確な経理処理の徹底を各所属に改めて通知、担当課長会議で徹底した。また、会計職員実務研修において、執行科目に関する誤りやすい事例等を取り上げた事例演習の実施や、会計事務検査を実地で再開し、科目誤りがあった場合の科目更訂を徹底、さらに、執行科目誤りの再発防止をはじめ適正な執行を図るため、会計職員向け庁内サイト「会計ナビ」がより理解しやすいものとなるよう、再構築へ向けた取組を進めている。

#### ウ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続（特定調達契約）が適切に行われていなかったもの

会計事務の適正かつ正確な執行の徹底について、これまで、年度始めに会計局から各局に対して通知しているところ、令和5年度は、特に特定調達契約手続を適切に行うため、入札執行時に、特定調達契約に該当するか確認を徹底するよう、本通知に盛り込んだ。また、会計職員向け研修資料に特定調達契約に係る留意事項を記載するなど、適切な手続となるよう、取組を徹底した。

令和5年8月9日  
神奈川県知事 黒岩 祐治

## 【附属資料】

## 目 次

1	内部統制の整備及び運用に関する事項	1
(1)	内部統制の目的	
(2)	内部統制基本方針	
(3)	対象事務	
(4)	取組の視点	
	ア 業務の効率的かつ効果的な遂行	
	イ 財務報告等の信頼性の確保	
	ウ 業務に関わる法令等の遵守	
	エ 資産の保全	
(5)	内部統制の実施体制	
2	評価手続	3
(1)	評価対象期間	
(2)	評価基準日	
(3)	評価対象所属	
(4)	評価の方法	
	ア 全庁的な内部統制の評価	
	イ 業務レベルの内部統制の評価	
3	評価結果	3
(1)	全庁的な内部統制の評価	
(2)	業務レベルの内部統制の評価	
	ア 財務（会計、財産管理）に関する事務	
	イ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務	
	ウ その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務	

本附属資料は、「令和4年度神奈川県内部統制評価報告書」に記載した「内部統制の整備及び運用に関する事項」、「評価手続」及び「評価結果」についての解説を目的として作成したものです。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

### (1) 内部統制の目的

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）では、「地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである」とされています。

そこで、本県の内部統制は、知事のリーダーシップの下、事務処理の適正さを確保する上でのリスク<sup>\*1</sup>を評価及びコントロールし、もって県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としています。

### (2) 内部統制基本方針

本県では、職員一人ひとりが主体的に業務上のリスクを評価・コントロールし、組織的対応の強化を図るため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日に「神奈川県内部統制基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

### (3) 対象事務

次に掲げる事務を本県における内部統制の対象事務としています。

- ・ 財務（会計、財産管理）に関する事務
- ・ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- ・ その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務

### (4) 取組の視点

#### ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

#### イ 財務報告等の信頼性の確保

決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。

---

\*1 事務処理の適正さを確保する上でのリスク

財務に関する事務19項目、情報管理に関する事務12項目、その他全庁的なリスクを有する事務9項目の計40項目です。

## ウ 業務に関わる法令等の遵守

公務員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。

## エ 資産の保全

県が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

### (5) 内部統制の実施体制

基本方針に基づき、「神奈川県内部統制に関する要綱」を作成し、次の体制を整備・運用しています。

#### 【内部統制総括責任者】

本県における内部統制を総括するため、内部統制総括責任者を置くこととし、総務局長を充てています。

#### 【内部統制推進責任者】

本県における内部統制を推進するため、内部統制推進責任者を置くこととし、総務局総務室長を充てています。

#### 【独立的評価責任者】

本県における内部統制を評価するため、独立的評価責任者を置くこととし、総務局組織人材部長を充てています。

#### 【制度所管責任者】

内部統制対象事務の推進及び評価を補助するため、制度所管責任者を置くこととし、次表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる者を充てています。

区分	制度所管責任者
財務に関する事務	総務局財産経営部長 会計局副局長 県土整備局河川下水道部長
情報管理及びその他全庁的なリスクを有する事務	政策局知事室長 政策局政策部長 総務局総務室長 総務局デジタル戦略本部室長 総務局組織人材部人事課長 総務局組織人材部文書課長

#### 【内部統制推進者】

所属における内部統制の推進を図るため、所属に内部統制推進者を置くこととし、各所属の長を充てています。

## 2 評価手続

### (1) 評価対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

### (2) 評価基準日

令和5年3月31日

### (3) 評価対象所属

知事部局の全ての所属

### (4) 評価の方法

#### ア 全庁的な内部統制の評価

独立的評価責任者は、ガイドラインに掲げられた全庁的な評価項目について、必要に応じて各制度所管責任者等への質問や記録の検証を行った上で、評価項目ごとに有効性の評価を行います。

#### イ 業務レベルの内部統制の評価

内部統制推進者がリスク対応策\*<sup>2</sup>に関する運用状況\*<sup>3</sup>の自己評価を行った上で、制度所管責任者がリスク対応策に関する整備状況\*<sup>4</sup>の自己評価を行います。

独立的評価責任者は、これらの自己評価について有効性の評価を行います。

## 3 評価結果

### (1) 全庁的な内部統制の評価

評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

その結果、内部統制の基本的要素である全ての項目（「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」）について、不備が確認されなかったため、全庁的な内部統制は有効であると判断しました。

### (2) 業務レベルの内部統制の評価

対象事務の評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

---

#### \* 2 リスク対応策

制度所管責任者が、所管する内部統制対象事務のリスクに対して、整備及び運用している全庁的な対応策のことであり、各所属においては、内部統制推進者の責の下、リスク対応策を実施しています。

#### \* 3 運用状況（の評価）

リスク対応策や内部統制の実施体制どおりに運用されているか、実際に発生した対象リスクを踏まえ評価します。

#### \* 4 整備状況（の評価）

規程や内部統制の実施体制など、リスクを低減する仕組みが整備されているか評価します。

## ア 財務（会計、財産管理）に関する事務

19項目のリスクのうち、整備上の不備\*<sup>5</sup>は認められませんでした。また、運用上の不備\*<sup>6</sup>は12項目（128件）認められましたが、重大な不備\*<sup>7</sup>は認められませんでした。

そのため、本県の「財務に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
1	予算の執行科目の誤り	—	不備あり	7
2	支出命令額の誤り	—	不備あり	10
3	調定額等の誤り	—	不備あり	8
4	支払手続の遅れ	—	不備あり	59
5	預け金、差し替え、一括払い等	—	—	—
6	契約締結前の履行	—	不備あり	16
7	入札設計金額の誤り	—	不備あり	2
8	入札公告の誤り	—	不備あり	12
9	入札予定価格、最低制限価格の誤り	—	不備あり	1
10	不適切な重要物品の管理	—	不備あり	2
11	不適切な境界管理	—	—	—
12	不適切な建物、工作物、立木の維持・安全管理	—	—	—
13	消防用設備等の点検の漏れ、誤り	—	—	—
14	不適切なアスベスト管理	—	—	—
15	不適切な庁内保安全管理	—	不備あり	2
16	財産手続の漏れ、誤り	—	不備あり	7
17	無体財産権の利用許諾手続の誤り、漏れ	—	—	—
18	県有財産台帳への登録の漏れ、誤り	—	不備あり	2
19	建築基準法に基づく定期点検・要是正工事の実施漏れ	—	—	—

### \* 5 整備上の不備

内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の状態にあることです。

### \* 6 運用上の不備

整備段階で意図した内部統制の効果が得られておらず、結果として対象リスクが発生した状態にあることです。

### \* 7 重大な不備

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い、もしくは実際に生じさせた状態のことです。



## イ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務

12項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。また、運用上の不備は3項目（15件）認められましたが、重大な不備は認められませんでした。

そのため、本県の「情報管理に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
20	コンピュータウィルス感染	—	—	—
21	私物機器等の使用	—	—	—
22	サポート切れソフトウェア使用	—	—	—
23	ソフトウェアの不正使用・コピー	—	—	—
24	内部不正による情報漏えい	—	—	—
25	パソコンの画面ロック不徹底	—	—	—
26	マイナンバーの漏えい・紛失	—	—	—
27	電子メール、ファクシミリ、郵便の誤送信	—	不備あり	11
28	認証情報の不適正管理	—	—	—
29	アクセス権の不適正管理	—	不備あり	1
30	機器等の紛失	—	不備あり	3
31	外部記録媒体等の不適正管理	—	—	—

## ウ その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務

9項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。また、運用上の不備は4項目（13件）認められましたが、重大な不備は認められませんでした。

そのため、本県の「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
32	セクハラ・パワハラ	—	—	—
33	旅費の不正受給	—	—	—
34	通勤手当の不正受給	—	—	—
35	所属での公印（印影を刷り込むもの、事前押印を含む） の不適切な管理	—	—	—
36	誤記載、誤掲載	—	不備あり	4
37	重要書類の紛失・誤廃棄	—	不備あり	1
38	申請書等の未処理	—	不備あり	7
39	条例等の誤り	—	不備あり	1
40	書類等の偽造	—	—	—

※ 本報告書について、監査委員の審査に付したところ、不備の件数の誤りに  
ついて意見が付された。正しい数値は、それぞれ右側に記載のとおりであ  
る。

報告書 1 ページ「4」 「156」件を「157」件に

附属資料 4 ページ「3」(2) ア 「128」件を「129」件に

表中 「59」件を「60」件に